

みせ税理士
の

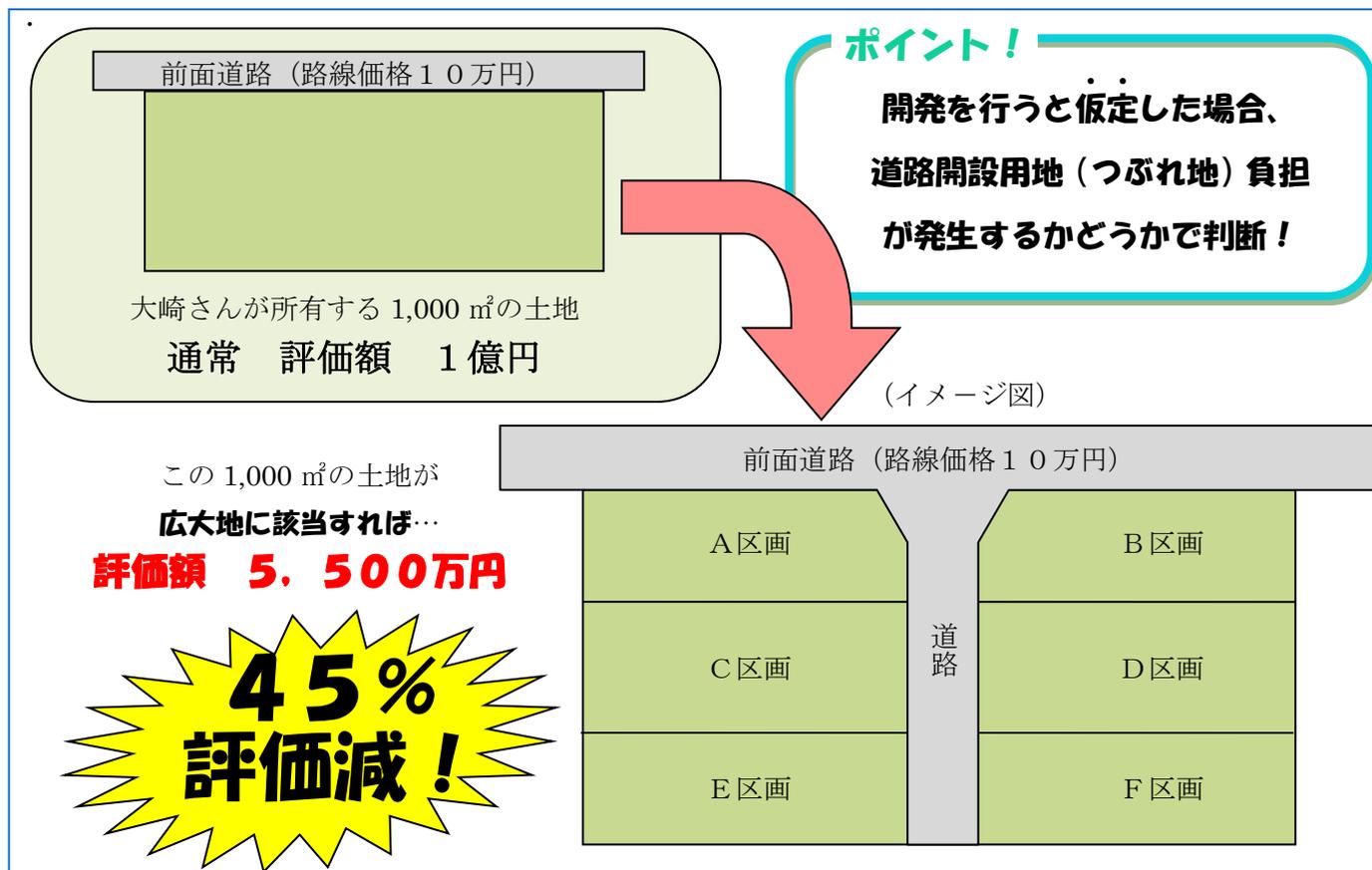
相続相談手帖 第9話

Q 私（仮名：大崎達也）の父親が昨年12月に亡くなりました。幸い財産の分割に関してはスムーズにまとまりそうです。あとは相続税の申告書を作成し、税務署へ提出するだけです。ただ、相続税の土地評価に関しては、よく理解できません。

当然、税理士さんに依頼をしようと思っているのですが、**最低限の私が知っておくと有利になる土地評価の知識を教えてください。**

A **ズバリ！広大な土地は相続税を左右する！？**

詳細な要件は省略しますが、大崎さんの所有する土地の中で、複数の戸建て分譲用地が確保できる**広い土地（500㎡以上）があれば、相続税を劇的に安くできる**可能性があります。



これから、相続税の申告書を作成される方はもちろんの事、
**すでに相続税の申告を終了されている方も、
一度、再検討されることをお勧めします！！**

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

セカンド・オピニオン
受付中